

定 款

東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社定款

昭和62年3月18日認可
平成2年6月28日改正認可
平成3年6月27日改正認可
平成5年6月29日改正認可
平成5年9月30日改正認可
平成9年6月27日改正認可
平成14年6月26日改正
平成15年6月25日改正
平成16年6月23日改正
平成18年6月23日改正
平成20年6月24日改正
平成21年6月23日改正
平成22年6月23日改正
平成23年6月23日改正
平成24年6月22日改正
平成27年6月23日改正
平成28年6月23日改正
2020年6月23日改正

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、東日本旅客鉄道株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文では East Japan Railway Company とする。

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅客鉄道事業
- (2) 貨物鉄道事業
- (3) 旅客自動車運送事業
- (4) 索道業
- (5) 旅行業
- (6) 倉庫業
- (7) 駐車場業
- (8) 広告業
- (9) 図書・雑誌の出版業
- (10) 金融業
- (11) 前払式支払手段の販売業及びゴルフクラブ会員権、テニスクラブ等のスポーツ施設利用権等

の販売業

- (12) 電気通信事業
 - (13) 情報処理及び情報提供サービス業
 - (14) 損害保険代理業その他の保険媒介代理業
 - (15) 自動車整備業及び石油、ガス等の燃料、自動車用品の販売業
 - (16) 旅行用品、飲食料品、酒類、医薬品、化粧品、日用品雑貨等の小売業
 - (17) 旅館業及び飲食店業
 - (18) 一般土木・建築の設計、工事監理及び工事業
 - (19) 設備工事業
 - (20) 電気供給事業
 - (21) 動産の賃貸業及びイベントに関するチケット販売、クリーニング、写真現像等の取次業
 - (22) 不動産の売買、賃貸、仲介、鑑定及び管理業
 - (23) 輸送用機械器具製造業
 - (24) 精密機械器具及び一般産業用機械器具製造業
 - (25) 看板・標識案内板等の製造・販売業
 - (26) 遊園地、体育施設、文化施設、学習塾等の教育施設、映画館等の経営
 - (27) 清涼飲料水、酒類の製造及び水産物の加工・販売業
 - (28) 骨材・石工品及びコンクリート杭・ブロック等の製造・販売業
- 2 本会社は、前項各号の事業に附帯又は関連する一切の事業その他前項の目的を達成するため
に必要な事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって
電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は、16億株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等に
より自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 本会社の株主名簿への記載又は記録、新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(株主総会の開催地)

第14条 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する措置をとることができる。

2 前項の場合には、前項の情報を株主に対して提供したものとみなす。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主1名に議決権の行使を委任することができる。ただし、法人が株主である場合には、その使用人1名に議決権の行使を委任することができる。

2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、株主総会ごとにあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 本会社に20名以内の取締役を置く。

(取締役の選任決議)

第21条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。

- 2 本会社には、会長1名並びに副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。
- 3 前項の会長、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役の選定については、第1項の規定を準用する。
- 4 社長は、会社を代表する。
- 5 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。
- 6 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。
- 7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

(取締役会)

第24条 本会社は、取締役会を置く。

- 2 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。
- 3 会長を置いた場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるときは、この限りでない。
- 4 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
- 5 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
- 6 取締役会の決議事項について取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。
- 7 取締役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役及び顧問)

第25条 本会社に、取締役会の決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

- 2 相談役は本会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。

(取締役との責任限定契約)

第26条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 本会社に5名以内の監査役を置く。

(監査役の選任決議)

第28条 第21条第1項の規定は、監査役に準用する。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第31条 本会社は、監査役会を置く。

2 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

3 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

4 監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役との責任限定契約)

第32条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第33条 本会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任決議)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当)

第37条 本会社の剰余金の配当（以下「期末配当」という。）は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

2 期末配当の配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から起算して 3 年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。

3 期末配当の配当財産が金銭である場合には、前項の期間内であつても、利息を付さない。

(中間配当)

第38条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第 5 項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、中間配当に準用する。